

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News

November 2019. | Vol. 47

「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」(第1回目)

厚生労働省医政局医療経営支援課
医療勤務環境改善推進室からの通知に基づく研修会

本年3月には厚生労働省医政局の「医師の働き方改革に関する検討会」において議論が重ねられ、報告書がとりまとめられました。また、厚生労働省労働基準局長から、令和元年7月1日付で「医師、看護師等の宿日直許可基準について」や「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」等の通知が示され、上記に関する対応は医療機関において今後の地域医療を堅守するためには重要な問題であります。

また、厚生労働省では地域医療構想、医師偏在対策、働き方改革を三位一体で取り組んでいくことが示され、医療機関はこれらの変化に対応し得る組織づくりや勤務環境改善を考えていく必要があります。

勤務環境改善と組織づくりは、医療従事者の確保・定着にとって必要不可欠であり、医療機関の経営に携わる管理職としての重要な役割です。

これを踏まえ、当センターでは、府内医療機関の経営管理者等を対象に、働き方改革に関する最新情報や実務対応上のポイント解説に関する内容である「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」を今年度も全3回開催致します。

今回、令和元年9月19日(木)に第1回目を開催いたしました。講演では講師に黒川 仁晴氏(京都労働局 労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官)をお招きし、「労働時間法制の見直し等について」をテーマにご講演いただきました。本紙では講演でご説明いただきました「宿日直許可基準について」「研鑽に係る労働時間」ご紹介いたします。



第61回全日本病院学会にて発表 (京都府医療勤務環境改善支援センター)



9月28日(土)・29日(日)に名古屋国際会議場にて開催された「第61回全日本病院学会 in愛知」において当センターより学会発表を行いました。

本学会のメインテーマは「矜持—今こそ示せ、医療人のプライド」と題し、2日間に亘って開催されました。学会長講演、特別講演6題、シンポジウム5題、市民公開講座、特別企画、その他全日病委員会企画16題、また、全12会場及びポスター会場にて行われる一般演題が約700題と非常に大規模でかつ充実した内容の講演や発表が行われました。

当センターは9月29日(日)の一般演題プログラム「その他3」の部門において、【京都府医療勤務環境改善支援センターの取組み～「京都いきいき働く医療機関認定制度」について～】の演題名で発表を行いました。京都府の特徴として勤務環境改善推進員は協会会員施設の元副理事長・事務長が担い、社会保険労務士は当協会の職員でもあり、病院との信頼関係の上で相談対応を行っていること、京都府独自の先進的な取組みである「京都いきいき働く医療機関認定制度」を平成29年1月より開始し、令和元年8月末現在、京都府内167病院中82病院が宣言し、31病院が基本認定を受け、京都府内の多くの病院が勤務環境改善マネジメントシステムを導入し勤務改善に取り組んでいることを発表しました。

また、令和元年8月末現在、公的病院含めて104病院を訪問できていることの秘訣や、「京都いきいき働く医療機関認定制度」の基本認定を取得した病院のメリットについて発表終了後の質疑も活発に行われ、全国から集まった多くの参加者から関心・注目が得られました。

今後も当センターの活動を積極的に全国に広めていけるよう努力していきたいと考えております。



10月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。
◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」実施確認

令和元年10月:2病院<令和元年度合計:9病院>

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。
◆病院訪問

令和元年10月:3病院<令和元年度合計:14病院>

3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

5 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会 第2回

日時: 令和元年10月3日(木) 午後2時～午後4時
場所: 登録会館
講師: 馬場武彦氏(医師の働き方改革の推進に関する検討会委員・社会医療法人ベガサス理事長)
テーマ: 「医療側から見た働き方改革について」

今後のスケジュール

医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会

日時: 令和元年11月21日(木) 午後2時～午後5時
場所: 登録会館
講師: 石井孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
テーマ: 「地域医療構想・医師偏在対策・働き方改革、三位一体改革と病院経営」(仮称)
参加費: 無料 定員: 120名

第3回

令和元年11月: 病院訪問(3病院)

医療勤務環境改善研修会「多職種の仕事方改革について」

日程: 令和元年12月12日(木) 午後2時～午後4時30分
会場: メルパルク京都
開催内容: 1. 基調講演
テーマ: 「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」
講師: 深澤理香氏(深澤社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士)
2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)
3. シンポジウム
参加費: 無料 定員: 120名

京都市内・南部地域開催



I 医師等の宿日直許可基準について

例えば
8:30 17:30 翌8:30

日勤帯 (所定内労働時間)	当直帯 (15時間程度)
------------------	-----------------

様々な実態

- ・ほとんど実働がない、いわゆる「寝当直」
- ・救命救急センター等、ほぼ一晩中実働である
- ・その中間

令和元年7月1日付け基発0701第8号

「医師、看護師等の宿日直許可基準について」許可対象:次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものであること

① 通常の勤務時間から完全に解放された後のものであること

② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること

- 軽度の又は短時間の業務の例
- ・医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - ・医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - ・看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
 - ・看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと

③ 一般の宿日直の許可の際の条件を満たしていること

- ①宿日直手当:
1回の宿日直手当の最低額は、宿日直に就くことの予定されている同種労働者(医師ごと又は看護師ごと)に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1以上とすること
- ②宿日直回数:
原則として宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度とすること
- ③睡眠設備:
宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置すること

II 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

例えば
8:30 17:30

日勤帯 (所定内労働時間)	時間外に残って 研鑽を行っている時間
------------------	-----------------------

様々な実態

- ・診療ガイドライン等の勉強
- ・勉強会の準備、論文執筆
- ・上司等の診療や手術の見学・手伝い

- 医師の研鑽については、医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされており、そのような中、個々の医師が行う研鑽が労働であるか否かについては、当該医師の経験、業務、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえて、現場における判断としては、当該医師の上司がどの範囲を現在の業務上必須と考え指示を行うかによらざるを得ない。
- 所定労働時間外の「研鑽」について、労働時間に該当する範囲を医師本人、上司、使用者が明確に認識し得るよう、**基本的な考え方と労働時間該当性を明確化するための手続等**が新たに示された。

研鑽の労働時間該当性判断の基本的考え方

研鑽の種類	基本的な考え方・労働時間該当性
<p>一般診療における新たな知識、技能習得のための学習</p> <p>例:診療ガイドラインについての勉強、新しい治療法や新薬についての勉強、自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り、シミュレーターを用いた手技の練習等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上必須ではない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。 ・ただし、診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは、労働時間に該当する。
<p>博士の学位を取得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成</p> <p>例:学会や外部の勉強会への参加・発表準備、院内勉強会への参加・発表準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。 ・ただし、研鑽の不実施について就業規則上の制裁等の不利益が課されているため、その実施を余儀なくされている場合や、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくとも上司が明示・黙示の指示をして行わせる場合は、当該研鑽が行われる時間については労働時間に該当する。
<p>手技を向上させるための手術の見学</p> <p>例:手術・処置等の見学の機会確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に、見学(見学の延長上で診療(診療の補助を含む。))を行う場合を含む。)を行うこと等</p>	<p>上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があっても、自由な意思に基づき研鑽が行われていると考えられる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤務先の医療機関が主催する勉強会であるが、自由参加である ● 学会等への参加・発表や論文投稿が勤務先の医療機関に割り当てられているが、医師個人への割当はない ● 研究を本来業務とはしない医師が、院内の臨床データ等を利用して、院内で研究活動を行っているが、当該研究活動は、上司に命じられておらず、自主的に行っている

手技を向上させるための手術の見学

- 例:手術・処置等の見学の機会確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に、見学(見学の延長上で診療(診療の補助を含む。))を行う場合を含む。)を行うこと等

- ・上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があつたとしても、業務上必須ではない見学を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられる。
- ・ただし、**見学中に診療を行った場合**については、**当該診療を行った時間は、労働時間に該当すると考えられ、また、見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している場合**については、**見学の時間全てが労働時間に該当する。**

「京都いきいき働く医療機関認定制度」

～働きやすい働きがいのある職場として新たに2病院を認定!～

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

令和元年10月16日の京都いきいき働く医療機関認定審査会において、「新京都南病院」、「京都南病院」の2病院が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として新たに認定されました。

認定までには、病院において当センターによる実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

令和元年10月末現在、83病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (令和元年10月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 22 いわくら病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 2 京都ルネス病院 | 23 相馬病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 65 金井病院 |
| 3 田辺中央病院 | 24 向日回生病院 | 45 身原病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 4 田辺記念病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 46 洛西シミズ病院 | 67 五木田病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 26 綾部市立病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 68 丹後中央病院 |
| 6 京都九条病院 | 27 稲荷山武田病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 69 愛生会山科病院 |
| 7 西京病院 | 28 京都博愛会病院 | 49 武田病院 | 70 宇治病院 |
| 8 シミズ病院 | 29 学研都市病院 | 50 伏見岡本病院 | 71 京都桂病院 |
| 9 ほうゆうリハビリテーション病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 51 京都岡本記念病院 | 72 西陣病院 |
| 10 宮津武田病院 | 31 京都回生病院 | 52 亀岡病院 | 73 大島病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 32 木津屋橋武田病院介護医療院 | 53 高雄病院 | 74 むかいじま病院 |
| 12 長岡病院 | 33 嵯峨野病院 | 54 なぎ辻病院 | 75 市立舞鶴市民病院 |
| 13 京都南病院 | 34 京都南西病院 | 55 八幡中央病院 | 76 渡辺病院 |
| 14 新京都南病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 56 市立福知山市民病院 | 77 京都市民連あすかい病院 |
| 15 京都市民連中央病院 | 36 北山武田病院 | 57 田辺病院 | 78 洛北病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 37 賀茂病院 | 58 蘇生会総合病院 | 79 南京病院 |
| 17 三菱京都病院 | 38 京都きづ川病院 | 59 京都双岡病院 | 80 新河端病院 |
| 18 吉川病院 | 39 宇多野病院 | 60 なごみの里病院 | 81 西山病院 |
| 19 宇治武田病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 61 富田病院 | 82 京都武田病院 |
| 20 京都久野病院 | 41 洛和会音羽病院 | 62 綾部ルネス病院 | 83 堀川病院 |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 42 洛和会音羽記念病院 | 63 六地藏総合病院 | |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分
場所 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

